

事 務 連 絡
平成 23 年 3 月 18 日

都道府県がん対策主管課 御中

厚生労働省健康局総務課
がん対策推進室

平成 23 年東北地方太平洋沖地震の被災に対する
がん診療連携拠点病院等における対応について（追加その 1）

平成 23 年東北地方太平洋沖地震の被災に伴い、被災地域におけるがん患者に対する適切な医療の確保の対応について、別紙のとおり連絡しているところですが、参考情報を更新いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

（参考 1）がん診療連携拠点病院一覧

<http://hospdb.ganjoho.jp/kyotendb.nsf/fSoudanShienCenterIchiran?OpenForm>

（参考 2）国立がん研究センター調べ・がん診療連携拠点病院患者対応状況

http://ganjoho.jp/data/public/news/2011/files/kyoten_taisei.pdf

（参考 3）日本臨床腫瘍学会調べ・医療提供を申し出ている医師一覧

http://jsmo.umin.jp/pdf/110315_list.pdf

（参考 4）日本放射線腫瘍学会調べ・放射線治療支援可能施設リスト

<https://www.jastrodb.net/structure-survey/emergency/q1/result/index.html>

※ なお、国立がん研究センターにおいては、災害関連対応の最新情報が随時掲載されます。

<http://www.ncc.go.jp/jp/>



(別紙)

事務連絡
平成 23 年 3 月 17 日

都道府県がん対策主管課 御中

厚生労働省健康局総務課
がん対策推進室

平成 23 年東北地方太平洋沖地震の被災に対する
がん診療連携拠点病院等における対応について (依頼)

平成 23 年 3 月 11 日の平成 23 年東北地方太平洋沖地震に伴い、被災地域におけるがん患者に対する適切な医療の確保について懸念がある状況であり、がん対策基本法第 15 条の趣旨を踏まえ、下記のとおり対応をお願いします。

記

1. 都道府県における対応

- (1) 管内がん診療連携拠点病院の稼働状況及び被災地のがん患者の受け入れの可否等の把握に努めること。とりわけ、岩手県、宮城県及び福島県等の被災県においては、広報誌や報道機関等を通じて、住民に対し、緩和ケアを含むがん診療連携拠点病院の稼働状況等に関し、的確な情報を提供するよう努めること。
- (2) 管内がん診療連携拠点病院に対して、「2. がん診療連携拠点病院における対応」の周知を図るとともに、被災のため、被保険者証等を家に残してきたまま避難しているなどの理由により、保険医療機関等に提示できない場合、受診できる取扱としていることについて、別紙 1 のとおり連絡しているところであるので、併せて周知を図ること。

2. がん診療連携拠点病院における対応

- (1) がん診療連携拠点病院は、被災地におけるがん患者に対する医療が適切に確保されるよう、関係医療機関等と連携するなどして、必要な患者支援を行うこと。
- (2) 国立がん研究センターは、「がん診療連携拠点病院の整備に関する指針」（平成 20 年 3 月 1 日健発第 0301001 号厚生労働省健康局長通知の別添）に定めるがん診療連携拠点病院への診療に関する支援等の役割を担っていることから、がん診療連携拠点病院における被災地のがん患者の受け入れの可否等に関する調査を行っているところ。当該調査への協力を努めること（調査結果は別紙 2 にてホームページにおいて公表している）。
- (3) 相談支援センターにおいては、別紙 3 のとおり連絡している被ばく対策の情報等を参考に、住民の放射線被ばくによる発がん等に対する相談に適切に対応すること。

(参考 1) がん診療連携拠点病院一覧（別紙 4）

<http://hospdb.ganjoho.jp/kyotendb.nsf/fSoudanShienCenterIchiran?OpenForm>

(参考 2) 国立がん研究センター調べ・がん診療連携拠点病院患者対応状況（別紙 2）

<http://ganjoho.ncc.go.jp/data/public/news/2011/files/20110317pub.pdf>

(参考 3) 日本臨床腫瘍学会調べ・医療提供を申し出ている医師一覧（別紙 5）

http://jsmo.umin.jp/pdf/110315_list.pdf